

事業成果報告書

1. 個人または団体名(団体の場合は代表者名も記入)
佐藤 美和
2. 研究または活動のテーマ(課題名)
同性カップルに対する権利保障の拡大過程に関する国際比較研究:アメリカとオランダにおける自治体レベルでの同性パートナーシップの調査を通して
3. 助成額
500,000 円
4. 実施期間
2016 年 8 月 ~ 2017 年 7 月
5. 実施状況
<p>1) 2016 年 8 月 オランダ、デーフェンター市での聞き取り調査及びアムステルダム市での資料収集</p> <p>デーフェンター市の同性パートナーシップに関して 8 月にアポイントメントを取り聞き取り調査を実施した。第 1 回は COC Deventer(オランダの LGBT 団体である COC のデーフェンター支部)のメンバーである Jos Wijnhoven 氏、第 2 回は COC Deventer 代表の Robert Philip 氏とデーフェンター市議会議員の Monique van der Horst 氏への聞き取り調査を実施した。</p> <p>また、オランダ国内の LGBT 関連資料のアーカイブである IHLIA(アムステルダム市立図書館内)において、デーフェンター市他、自治体レベルでの同性パートナーシップに関する新聞記事、議会資料、関連団体発行誌等の資料収集を実施した。</p> <p>2) 2017 年 1 月 アメリカ、ウェスト・ハリウッド市およびサンフランシスコ市での資料収集</p> <p>ウェスト・ハリウッド市のドメスティック・パートナーシップに関して、ウェスト・ハリウッド市役所での議事録閲覧、ウェスト・ハリウッド市立図書館での資料収集を実施した。また、ウェスト・ハリウッド市を含むカリフォルニア州における自治体レベルでの同性パートナーシップに関して、南カリフォルニア大学の ONE National Gay & Lesbian Archives at USC Libraries、GLBT History Archive、James C. Hormel LGBTQIA Center (San Francisco Public Library 内)での資料収集を実施した。なお当初予定していた関連団体の聞き取り調査は、LA LGBT Center の担当スタッフの紹介を受けていたものの滞在中の調査に至らなかったため、資料収集に重点を置くことで代替した。</p>
6. 事業成果と自己評価
<p>1) 事業成果</p> <p>自治体レベルにおける同性パートナーシップに関してオランダとアメリカで聞き取り調査および資料収集を実施し、以下の成果を得た。</p> <p>第一に、オランダのデーフェンター市での調査によって、1991 年に始まったオランダ国内で初めての同性</p>

パートナーシップに対する取り組みが、当事者からの働きかけに市が対応したことによって行われた過程が明らかになった。具体的には、この取り組みは法的根拠を持った登録制度ではなく、異性カップルの婚姻を模した形で、市役所で市職員立ち合いの下にセレモニーを執り行い、登録の手続きと証明書の発行を行うという方法を取っていたことが分かった。COC Deventer はこの取り組みには関わっておらず、内部では当初婚姻制度に対する批判が強く、このような婚姻を模倣する取り組みに対して論争が存在していた。しかし、こうした動きが拡大する中で、同性カップルの法的権利要求に関して肯定的に方針転換し活動してきたことが分かった。つまり、取り組みに法的効果はないものの、その後の国政レベルでの立法につながる自治体レベルでの活動の契機となる政治的効果を持つものであったと言える。

第二に、アメリカのウェスト・ハリウッド市での調査によって、1985 年のアメリカ国内で初めてドメスティック・パートナーシップの登録を認める条例 (“Domestic Partnership Ordinance”, West Hollywood, Cal., Ordinance No. 22, (February 21, 1985)) が、当事者である議員の提案と首長の主導によって制定された過程が明らかになった。まず、ドメスティック・パートナーの定義に性関係は含まれないため、異性同士でも同性同士でも登録可能である。次に、ドメスティック・パートナーとして登録することによる法的効果は、医療機関と刑務所への訪問が可能になるという極めて限定的なものであった。また、市職員のドメスティック・パートナーに対する福利厚生が認められた。同じ時期に、カリフォルニア州内ではパークレー市、サンタクルーズ市、サンフランシスコ市など複数の自治体で法制化が進行しており、医療機関と刑務所への訪問や社会保障等、婚姻とは別の形でカップルの権利と便益の保障を進めようとする動向が見られた。

以上の二つの事例は、同性パートナーシップに対する社会の理解が十分ではなく、司法や立法による救済が短期的には期待できない状況において、当事者による働きかけを受けた自治体が可能な対応を模索して実現した取り組みであり、その拡充が立法を推進する一つの要因になった点で共通している。今回の調査によって明らかになったことは、現在法的保障がない中、自治体レベルでの取り組みが始まっている日本における同性カップルの権利保障を考える際に示唆を与えるものである。

2) 自己評価

調査に関して当初のスケジュールからの変更はあったものの、おおむね順調に実施することができた。特にオランダにおける自治体レベルでの同性パートナーシップに関しては、日本国内からアクセスできる情報は極めて限られており、今回の調査によって得られた成果は貴重なものである。今後、国内における同性カップルの権利保障への示唆となる事例として、積極的に発信していくことが課題である。

本研究の成果は、2017 年 12 月開催のジェンダー法学会学術大会で報告することが決定している。報告を経て、学術論文として投稿する予定である。

また、今回の助成をもとにおこなった研究を踏まえ、同性パートナーシップに関する国内調査と合わせて国際比較研究を進める研究計画が採択された科研費プロジェクト(平成 29 年度 若手研究(B))によって、今後も同性カップルの権利保障に関する調査研究を継続、発展させたいと考えている。